



島根県報

平成24年3月31日（土）

号外第70号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

（税 務 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第58号）

1 規則の概要

- (1) 地方税法の改正により賦課徴収に関する調査のために行う徴税吏員の権限が拡大されたことに伴う規定の整備（第2条関係）
- (2) 個人の県民税払込報告の経過措置の終了に伴う様式の整備（第80号様式・第82号様式・第83号様式関係）
- (3) その他規定及び様式の整理

2 施行期日

1の(2)については平成24年4月1日及び平成24年5月1日から、1の(3)については平成24年4月1日から、1の(1)については平成25年1月1日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第58号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「質問又は検査」を「質問、検査又は提示若しくは提出の要求」に改める。

第34条の2中「市町村」を「市町村長」に改める。

第77条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

附則第10項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

第80号様式その1を次のように改める。

第80号様式（第34条の2関係）

（表）

第 年 月 日

県民センター所長 様

市町村長



個人の県民税払込報告書

（会計年度
払込期別 年 年度
月分）

区 分		税 額	延滞金	加算金	計	
当該年度分として 納付（納入）のあ った県民税及び市 町村民税に係る徴 収金の合計額	前月までの累計 （前月分払込報 告書の④） ①	現年分	円	円	円	
		滞繰分				
		計				
	①のうち当月戻 出した過誤納金 ②	現年分				
		滞繰分				
		計				
	当 月 分 ③	現年分				
		滞繰分				
		計				
	累 計 （①－②＋③） ④	現年分				
		滞繰分				
		計				
払 込 あ ん 分 率 ⑤		0.				
払 込 む べ き 県 民 税 （④×⑤） ⑥	現年分					
	滞繰分					
	計					
前月までに払込んだ県民税 （前月分払込報告書の⑦＋⑨＋⑩） ⑦	現年分					
	滞繰分					
	計					
前月払込むべき県民税 （⑥－⑦） ⑧	現年分					
	滞繰分					
	計					
当 月 払 込 ん だ 県 民 税 ⑨	現年分					
	滞繰分 うち18年度 以前課税分					
	計					
清 算 に よ る 過 払 充 当 額 ⑩	現年分					
	滞繰分					
	計					

備考 記載に当たっては、裏面記載要領を参照してください。

(裏)

記載要領

(報告書の提出に当たっての留意事項)

- 1 あん分率が確定したことにより滞納繰越分の過払が生じた場合は、当該年度現年課税分の清算を行う「個人の県民税払込報告書」によって滞納繰越分の清算を行ってください。
- 2 「滞納繰越分に係る個人の県民税滞納状況報告書」及び「現年課税分に係る個人の県民税滞納状況報告書」により県民税の未払込が生じた場合は、各月の払込報告書とは別に未払込分の払込報告書として作成してください。

(報告書各欄記載に当たっての留意事項)

- 1 「前月までの累計①」欄は、前回提出した払込報告書の「累計④」を記載してください。
- 2 「①のうち当月戻出した過誤納金②」欄は、当該年度分の徴収金のうち、当月戻出した過誤納金の額を記載してください。
- 3 「当月分③」欄は、県への払込、未払込にかかわらず、当月中に市町村において徴収した徴収金の総額を記載してください。
- 4 「払込あん分率⑤」欄は、次の区分により記載してください。

この場合の払込あん分率は、市町村から県へ払込む月に従って記載するものであり、市町村が徴収した月ではないことに留意してください。

- (1) 当該年度の5月から6月までの各月……前年度の確定あん分率
 - (2) 当該年度の7月から翌年4月までの各月…当該年度の特定あん分率
 - (3) 当該年度の翌年5月……当該年度の確定あん分率
 - (4) 未払込の県民税を払込む場合の報告書……前年度の確定あん分率
- 5 「当月払込んだ県民税⑨」欄は、当月分の払込書（滞納繰越分は滞納繰越計）の額と一致させてください。
なお、滞納繰越計のうち、平成18年度以前課税分がある場合は、下段に記載してください。
 - 6 「清算による過払充当額⑩」欄は、次の(1)又は(2)に該当する場合のみ記載してください。
 - (1) 「滞納繰越分に係る個人の県民税滞納状況報告書」の⑨欄が過払(△)となった場合は、この報告書を提出した後に最初に提出する当該年度分払込報告書において当該年度現年課税分へ充当すべき過払額を記載してください。
 - (2) 「現年課税分に係る個人の県民税滞納状況報告書」の⑨欄が過払(△)となった場合は、この報告書を提出した後に最初に提出する翌年度分払込報告書において現年課税分又は滞納繰越分へ充当すべき過払額を記載してください。

第80号様式その2を削る。

第82号様式その1の備考の1中「記載すること」を「記載してください」に改め、同様式の備考の2中「切り捨てること」を「切り捨ててください」に改め、同様式の備考の3中「記載すること」を「記載してください」に改め、同様式の備考の4中「記載すること」を「記載してください」に、「とすること」を「としてください」に改め、同様式の備考の5中「切り捨てること」を「切り捨ててください」に改め、同様式を第82号様式とする。

第82号様式その2を削る。

第83号様式その1の備考の1中「記載すること」を「記載してください」に改め、同様式の備考の2中「切り捨てること」を「切り捨ててください」に、「記載すること」を「記載してください」に改め、同様式の備考の3及び4中「記載すること」を「記載してください」に改め、同様式の備考の5中「含めないこと」を「含めないでください」に改め、同様式の備考の6中「算定すること」を「算定してください」に改め、同様式の備考の7中「を要しない」を「の必要はありません」に改め、同様式を第83号様式とする。

第83号様式その2を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第82号様式その1を改め、同様式を第82号様式とする改正規定、第82号様式その2を削る改正規定、第83号様式その1を改め、同様式を第83号様式とする改正規定及び第83号様式その2を削る改正規定は平成24年5月1日から、第2条第2項第1号の改正規定は平成25年1月1日から施行する。

(徴税吏員の権限に関する経過措置)

- 2 第2条第2項第1号の改正規定による改正後の島根県県税条例施行規則第2条第2項第1号の規定は、当該改正規定の施行の日以後に質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行う調査について適用する。